

## 第43回

## 「若手弁護士が語る会」—2012年度 実施状況—

## 新進会員活動委員会 語る会 PT

## 「若手弁護士が語る会」とは？

新進会員活動委員会では、年3回程、「若手弁護士が語る会」を主催しています。この会は、2005年度に、若手弁護士の意見を当会の活動に反映させるため開催された「若手と理事者が語る会」を引き継いだもので、2006年度の当委員会発足後は当委員会の主催により「東弁会長・副会長と語る会」として開催され（本年度より「若手弁護士が語る会」に改称。）、会長・副会長（以下「理事者」と言います。）と登録5年目までの若手会員が、弁護士会や弁護士像に関する様々なテーマについて意見交換を重ねてきました。若手会員の方からは、軽食やビールを片手に和やかな雰囲気の中、理事者と直接意見交換ができる貴重な機会であると好評をいただいています。また、語る会での議論が、チューター制度の制度設計の場面で役立てられるなど、当会の活動の充実にも一役買っています。

今年度は、第1回を2012年7月24日、第2回を11月19日に開催しました。

第1回  
2012.7.24

65期から実施予定の「新規登録弁護士向けクラス研修制度」、弁護士会費、弁護士紹介センターをテーマに語り合いました。

新規登録弁護士向けクラス制度は、65期から実施される新入会員全員が登録されるクラス単位での研修制度です。理事者からの新しい制度の実施に向けた質問に対し、若手会員から若手目線の意見が多数述べられました。当日の様子を一部ご紹介します。

**理事者：**研修のテーマはどのような内容がよいですか。

**若手：**テーマ自体はもちろん、どの時期に、どのようなテーマを扱うかということも重要だと思います。登録当初はまだ受任事件も少ないので、事件全体の流れが

わかるようなテーマが適し、具体的なテーマでの研修は、多くの事件を扱う時期になってからのほうがよいと思います。

**若手：**民事執行よりも、離婚や相続等の家事事件の方が扱う機会も多く、優先順位が高いと感じます。

**若手：**同期の間でも刑事弁護委員会の新人研修の評価が高いので、民事事件について同じような研修を実施して欲しいですね。

**理事者：**戸籍、住民票や登記事項証明書の見方など今の研修所では扱えないような部分や、依頼者との金銭のやり取りなど本に書かれていない部分なども講義しようと話し合っているところです。

**若手：**新人に嬉しい内容ですね。自分も新人の時に受けたかったです。

**理事者：**クラス研修は登録1年目で終了しますが、研修期間中に担任弁護士や同期との繋がりができて、2年目以降も交流が続いていくことを期待しています。

**若手：**修習期間が短くなり、同期の繋がりが弱くなっている面はあると思いますから、クラス研修が、クラス会や自主勉強会などの集まりの基盤になるといいですね。

**理事者：**若手弁護士のための制度のひとつにチューター制度もありますが、肝心の若手弁護士にその存在があまり周知されていないようです。

**若手：**弁護士登録の申請書に「チューター制度の案内送付希望」というチェック項目を設け、登録時に制度を知ってもらうのはどうでしょうか。

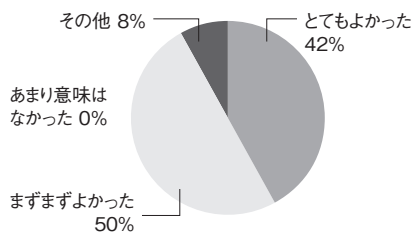
**若手：**即独弁護士等へピンポイントで伝える方法が有効だと思います。

**若手：**即独弁護士としてチューター制度を利用しました。とても助かりましたし、相談できる人がいることが気持ちの面でも支えになりました。

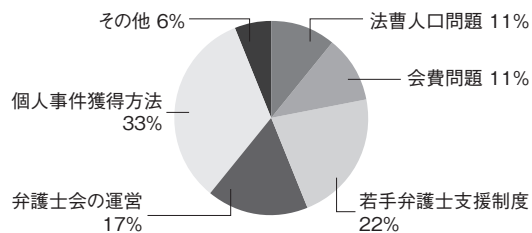
**理事者：**事件以外にも、利益相反など業務に関連する不安があるときなどにも利用していただきたいですね。

## アンケート結果 (部抜粋)

### Q 出席してよかったですか？



### Q 今後語ってみたいテーマはありますか？ (複数回答含む)



弁護士会費については、具体的な会費の使途や、会員増に伴う減額の可能性に関する若手の素朴な疑問から、所得に応じた減免制度（会費を払えずに廃業する事態を回避する対策など）の提案や、コスト削減に関する提案（会から会員への情報提供にはメールを活用し、紙媒体等を不要とする会員の会費を減額する案）などの具体的な意見が出されました。

弁護士紹介センターに関しては、法律相談センターの充実が求められるなか、紹介センターの役割や今後のあり方につき議論がされました。

## 第2回 2012.11.19

初めての試みとして、若手会員のみで語り合いました。弁護士増員時代の一番の当事者である若手会員

同士が語り合うことによって、若手の意見を把握し当会の活動に反映することが目的です。事前にテーマは設けず、参加者から募り、企業内弁護士から一般弁護士への転向希望者向けサポートと新人弁護士就職問題について語り合いました。

前者は、企業への就職人数が増加するなか、今後、企業内弁護士から一般事務所への就職や、一般弁護士としての独立開業への転向希望者も増えることが予想されるという視点から、テーマに取り上げました。サポートの方法として、即独説明会やチューター制度の対象者を限定せず、転向希望者も参加できるようにするといった、すぐに取り入れることができそうなアイデアが出されました。

新人弁護士就職問題については、下記の意見等があり、活発な議論がなされました。

- 就職していないので、弁護士登録しない人も多い。そうすると会員ではないため使える制度がない。修習生向けの就職説明会へ参加できるようにするなど手当が必要ではないか。

- 要件設定や補助金額の問題は難しいが、新人採用事務所への補助金制度はできないか。
- 会費の負担は大変だが、就職できなくても弁護士登録をして、のき弁や即独で弁護士業務をする方が、経験を積み、研修を受けることもでき、またその間に人脈や就職の縁もできるので、よいと思う。
- 若手支援の制度として、チューター制度、法律相談チューターがあるが、結局は弁護士の職域の拡充が最も必要だと思う。

参加した一般事務所の弁護士、企業内弁護士、のき弁、即独弁護士という多様な若手会員が、それぞれの経験を交えて意見やアイデアを出し合い、若手のみの語る会も充実したものとなりました。今後開催する語る会において、理事者とも同様のテーマで語り合うことを予定しています。

## アンケートの実施

当委員会では、語る会の他にも若手会員に関する活動として、登録1年目、5年目の会員に対するアンケートを実施しています。語る会やアンケートの実施等を通して若手の現状を把握し、若手会員の弁護士活動の充実をめざすとともに、当会全体の発展に繋がっていくよう今後とも活動して参りたいと思います。